

神奈川県『臨時特例企業税』全廃を求める要望

平成15年11月27日

神奈川県知事

松 沢 成 文 様

我々県下経済団体は、当初から、『臨時特例企業税』は他県に例を見ない企業課税制度であり、神奈川県内の企業にのみ過大な負担を強いるものであるため、本県の産業の空洞化を一層助長させ、県内経済全体の活力低下につながるものとして、導入に反対の意思を示してまいりました。

にもかかわらず、県ご当局は、我々の意見に耳を傾けることなく、平成13年8月には「外形標準課税が導入されるまでの間の臨時的、特例的な措置」であるとして『臨時特例企業税』の導入を強行し、今日に至っております。

「外形標準課税が導入されるまでの間の臨時的、特例的な措置」との説明は、現在の県のホームページ上の同税に関する解説文にも明記されており、県民、企業・経済界への厳然たる公約となっているものです。

こうした中で、今年度の税制改正において、平成16年度からの法人事業税の外形標準課税導入が決定されたことに伴い、我々としては、当然のこととして同年度以降『臨時特例企業税』は全廃されるものと確信しておりました。

しかしながら、今般、県ご当局より、『臨時特例企業税』は神奈川県地方税制等研究会の報告に沿って税率の軽減措置を講じたうえで存続させ、本件に関わる条例改正案を12月県議会に上程し、平成16年度予算に反映させたいとの意向が示されましたことは、まことに遺憾であり、断じて容認できるものではありません。

もとより、本県として、激化する都市間競争を勝ち抜くためには、むしろ企業減税を実施して県内企業を支援し企業誘致を行なう等の政策が強く求められているにもかかわらず、『臨時特例企業税』の存続は、経済の活性化を志向する神奈川県のエconomic・産業政策とは矛盾するものであると言わざるを得ません。

県財政の危機的状況は理解しておりますが、この克服には、基本的に国と地方公共団体間の税財源配分の抜本的な見直しと行政事務事業のより一層の効率化等、行政改革の徹底をもってあたるべきであり、安易な法人課税に財源を見出す考え方には強く反対いたします。

以上、我々県下経済団体としては、このたびの『臨時特例企業税』存続の姿勢に対しては、断固反対の意思を表明し、同税の平成16年度以降の全廃を強く要望いたします。

松沢知事様におかれましては、我々県下経済団体の要望趣旨を十分ご理解の上、最終的に良識あるご英断をくだされることを強く期待いたします。

社団法人 神奈川県商工会議所連合会
会 頭 高 梨 昌 芳

神 奈 川 県 商 工 会 連 合 会
会 長 西 嶋 泰 彦

社団法人 神奈川経済同友会
代表幹事 小 谷 昌
代表幹事 平 澤 貞 昭

社団法人 神奈川県経営者協会
会 長 前 田 次 啓

社団法人 横浜貿易協会
会 長 西 田 義 博

横浜港運協会
会 長 藤 木 幸 夫

社団法人 横浜銀行協会
会 長 平 澤 貞 昭

社団法人 横浜青年会議所
理事長 後 藤 元 信